

Title	敦煌秘笈所見印記小考 : 寺印・官印・蔵印	
Author(s)	岩本, 篤志	
Citation	内陸アジア言語の研究. 2013, 28, p. 129-170	
Version Type	https://hdl.handle.net/11094/69757	
URL		
rights		
Note		

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

敦煌秘笈所見印記小考

---- 寺印・官印・蔵印 ----

岩本 篤志

はじめに

杏雨書屋蔵「敦煌秘笈」(以下,敦煌秘笈)の図録(目録冊および影片冊)は,2009年に刊行が始まり,2013年3月の影片冊第9冊をもって完了した⁽¹⁾.

敦煌秘笈は1936年頃に京都大学教授・羽田亨に売却された432点の李盛鐸旧蔵敦煌文献が中核をなすが、公開時には文書番号としては758(末尾775番,欠番17)を数えるに至っていた。それらは羽田が432点の敦煌文献を入手以降も五代武田長兵衛の資金的支援を受けて敦煌文献の蒐集をすすめた成果とみられ、現在は武田科学振興財団杏雨書屋の所有に帰している。これらが1936年以降、複数のルートを経由して入手蓄積されていったことは、栄1997、同2007、落合2004、高田2004、同2006、同2007の研究にあきらかであるが、その史料的価値は今後、個々に見定めていく必要がある

敦煌秘笈全体の価値という点で特に注目されるのが相当数の資料にみられる印記である

西域出土の文献類には寺印, そして文書類には官印が捺されているものが 少なくない。

またペリオが 1909 年に北京で清朝の学者に敦煌文献の一部を披露した後には、その学術価値と希少性が広く知れわたり、まもなく様々な人物がその

⁽¹⁾ 杏雨書屋編『敦煌秘笈』目録冊,『敦煌秘笈』影片冊 1~9 (大阪, 杏雨書屋, 2009~2013). なお本稿では目録冊および影片冊の注記の誤りについては逐一指摘はしていない.

一部を手にして、中国や日本に現存する多くの敦煌文献に個人の蔵印(所蔵印・蔵書印)が捺されることとなった。

では、どのような内容の資料にどのような寺印・官印が捺されているのか、 またこれら資料はどのような人物の手を経て最終的に杏雨書屋に収蔵された のか、手がかりになる印記を正確によみとることは、敦煌秘笈のみならず敦 煌吐魯番文献の研究に不可欠な作業である。

ただ「敦煌秘笈」既刊の影片冊の注記には寺印・官印・蔵印に関する言及があるものの、寺印を除けば、印文として意味をなさない誤読も少なくない。

そこで、岩本 2010 では目録冊・影片冊第1冊・第2冊が刊行された 2010 年5 月時点での管見の限りにおいて、当時影片冊未刊分は目録冊の情報のみに依拠して、妥当な印記の推測をこころみた。

本稿は、ついに全点公開に至った影片冊の写真に依拠して、前稿を承けてあらためて印記の確認と考察と補正をおこなったものである。寺印・官印にまで範囲を広げたのは、いずれも蔵印同様、真贋や史料としての評価に関わる重要な情報と考えたからである。なお、本来、印影の寸法や当該資料の信憑性に至るあらゆる情報を精査して示すべきだが、図録刊行の完了の少し前に杏雨書屋の建屋の移転が始まり、2013年1月から12月までは閲覧がかなわない。そこで本稿では寸法については基本的に影片冊の情報等を付記し、印影については管見の限りの先学の研究において、十分に言及されていないもののみをとりあげた

また、未公開資料となっている羽田亨編『敦煌秘笈目録』にはある程度、 入手経路が記されているとされ、高田 2004、落合 2004 およびある程度この 内容を反映しているとみられる杏雨書屋刊行の『敦煌秘笈目録冊』によって これまでにあきらかにされた情報を付加すると、およそ以下に分けられる。 ここでは印記によらずとも旧蔵者や入手経路があきらかになっている順に、 大まかに分類した 付記した年月(日)は羽田による入手時期の記録である

I類 1936年に李滂から羽田亨へ譲渡されたもの.

(羽1~432, 佐々木竹苞楼仲介)

II類 旧蔵者がすでにあきらかなもの。

(高楠順次郎:羽 459, 西脇濟三郎:羽 468~473:1938/1, 富岡謙藏:羽 501~550, 清野謙次:羽 551~590, 中尾万三:羽 774.775)

III類 旧蔵者があきらかにされていないが、個人からの譲渡であるもの。 (A氏:羽437~446:1936/10, B氏:羽451~455:1937/7/15, C 氏:羽465~467:1937/12, D氏:羽474~480:1938/12/19, E氏: 羽481~484:1940/1/15, F氏:羽485:1939/11)

IV 類 業者からの購入分.

(X:羽434~436, 448~450, 456~457, 461~463, Y:羽591~670), 佐々木竹苞楼:羽769~773, 武田氏が奉天で購入分:羽447. なお, Xも佐々木竹苞楼と思われる) ⁽²⁾

V 類 入手先不明分.

(羽 670~768)

1. 敦煌叶魯番の寺印・官印

敦煌にはかつて開元寺,龍興寺,大雲寺,乾元寺,報恩寺,浄土寺,蓮台寺,三界寺,金光明寺,興善寺,顕徳寺,霊図寺,永安寺,霊修寺,普光寺,大乗寺,安国寺,聖光寺など相当数の仏教寺院があり,寺学を設置した寺があったこともわかっている⁽³⁾. また敦煌文献に蔵経目録の一部や上掲の寺院の蔵印を捺した写経が含まれいることから,それぞれ一切経が備えられ,その一部が蔵経洞に封閉されていたと推測されている⁽⁴⁾.

⁽²⁾ 落合 2004 には業者からの入手時期も記されているが、ここでは省いた.

⁽⁵⁾ 比較的古い整理に、姜亮夫 1985 付録の「敦煌寺名録」(陶秋英著, 1957 年) があるほか、土肥 1980 にその変遷が示されており、張議潮から曹元徳期には十六大寺であったが、曹元忠の時代の 961 年より前に顕徳寺が新たに追加されたことや当初大寺として数えられていた永康寺、永寿寺にかわり三界寺、浄土寺が加えられたことなどが指摘されている。また、姜伯勤 1992 は寺学について整理したもので、寺院の盛衰についても記されている。

 $^{^{(4)}}$ 例えば、蔵経目録の一部を扱った岡部 1984 があげられる.

敦煌の寺印・官印については、大辞典 1998 が印影の確認に手頃だが、内容的に先行研究に依拠する点が多く、印影も個人の論考から転用したとみられるが、情報が全く明示されていないなど、単独で学術的根拠とするには不十分である。また英仏両国およびロシア・京都・東京の所蔵品の一部を対象とし、敦煌を中心とした西域の寺印・官印を網羅的に整理したものに陳 1982があり、ロシア所蔵品についてはチェグイェフスキー1983a/1983bがあり、印影のほか、その寸法も併記されている。1983b の邦訳では訳者によって情報が増補されている。また、森安 2000 は研究史をふまえて帰義軍期の官印を編年的に整理し、それぞれの機能に至るまでを探り、印影も提示している。今後はこうした先学の研究を継承し、整理・公開がすすんだ中国所蔵品や日本所蔵品にまで検討をおよばしていく必要があるう

以下、見出しに印文をあげ、それが捺されている資料に関する情報について先行研究を援用して示すことで、それぞれの解説とした。

(1)「浄土寺藏經」(黒文方印, 楷書, 同印影-大辞典 1998:293, チェグイェ フスキー1983a 中文訳:258)

文書番号	資料名	入手経路	印の寸法
羽 2	維摩義記第二	I類	影片冊記載
羽 591	南本大般涅業經卷第八	IV 類-Y	6.4×1.8cm

敦煌秘笈には 2 点に捺印が確認できる。同印記について,陳 1982 は 27 点 (ロシア蔵品を除く) をあげており,チェグイェフスキー1983a はロシア蔵品 2 点をあげているほか,寸法を $6.4 \times 1.8 \text{cm}$ としている。

羽 2 には敦煌文献としてかなり初期のものになる「甘露二年 (360) 正月廿七日」の紀年がある。羽田亨撮影とされる『西域出土文献写真』No.345~420にほぼすべての写真が含まれるため⁽⁵⁾、敦煌秘笈が公開されるより前の池田

⁽⁵⁾ 張 2006 が『西域出土文献写真』に含まれる西域出土資料について詳しい. ただし, 敦煌秘笈が公開される前の論文であるため、現在では修正を要する点もある。

1990、栄 2007 に言及がある。姜伯勤 1992:87~89 は関連する題記整理にもとづいて浄土寺は9世紀中葉おそらくは840 年前後に建立されたとし、寺学の学生に関する記述が敦煌文献で最も多く、「浄土寺藏經」の印記が確認される数も多数にのぼるとする⁽⁶⁾。しかし、土肥 1980 は、永康寺僧侶による題記および「浄土寺藏經」の印記のある P.2284 の精査によって、840 年前後にそれまでにあった大寺である永康寺が改名して浄土寺となった可能性を指摘している。羽 2 についても印記と紀年だけから考えれば、旧寺の所蔵していた写経類が840 年前後に浄土寺に移管された例ということになろう。

(2)「三界寺藏經」(黒文方印, 楷書, 同印影-大辞典 1998:293, チェグイェ フスキー1983a 中文訳:258)

 文書番号
 資料名
 入手経路
 印の寸法

 羽 660
 觀世音三味經
 III 類
 未記載

敦煌秘笈には 1 点に確認される。同印記について,陳 1982 は 16 点(ロシア蔵品を除く)をあげており,チェグイェフスキー1983a は 4 点をあげ,寸法を $6.4 \times 1.8 cm$ としている。

羽 660 には李盛鐸もしくは親族が所蔵していたことを示す「徳化李氏凡將 閣珍蔵」印が捺されている(後述)

三界寺について、姜亮夫 1985:645~646 は、その時代について後唐長興 5 年 (934) ~北宋雍熙 2 年 (985) の説をとるが、姜伯勤 1992:92~93 は、曹議金の次子曹元深が三界寺学で学んだことが S.707 (同光三年 (925) の紀年あり) などから判明するほか、同時期の題記が多く散見されることなどから、10 世紀 初頭には降盛になったとしている.

次に官印について情報を整理しておく.

⁽⁶⁾ 姜亮夫 1985:650~651 にも整理が示されている.

(3)「燉煌縣/之印」(朱文方印, 篆書, 同印影-大辞典 p.292, チェグイェ フスキー1983a 中文訳:254)

 文書番号
 資料名
 入手経路
 印の寸法

 羽 61
 史索貞國牒勘印簿
 I 類
 6.0×6.0cm

敦煌秘笈には1点が確認される。同印記について、陳1982は15点をあげており、チェグイェフスキー1983aは1点をあげ、寸法を5.3×5.2cmとしており、影片冊の示す寸法とはズレがやや大きい。羽61を論じた赤木2011は、本資料が中国国家図書館蔵のBD11177,BD11178,BD11180と同一文書の離れであること、その内容が『唐六典』などに記されている官印の使用監理に関するきまりにのっとって、敦煌県から諸機関・諸個人に発信された文書に捺された官印の数を「索貞固(索固)」が日ごとに報告した記録であるとする。また『中国国家図書館蔵敦煌遺書』に「燉煌縣之印」が紙縫印として用いられていること、国家図書館蔵3件それぞれに朱印1顆、寸法が5.8×5.4cmであるとすることに依拠して、当時の尺寸から、吐蕃が敦煌を占領する786年以前の官印と判断している。3者が示した印の寸法は異なるが、実際に5.8×5.4cm 前後だとすれば、測り方や料紙の状態によってこれほどの誤差がでるのかもしれない。羽61の実物の調査が必要であるう

(4)「歸義軍節/度使之印」(朱文方印, 篆書, 同印影-森安 2000 Planche. IX, XV)

文書番号	資料名	入手経路	印の寸法
羽 34	群牧見行籍	I類	5.65×5.55cm
羽 35-1	知馬官陰章兒死馬處分牒	I類	5.65×5.75cm

敦煌秘笈には2点が確認できる. ただし影片冊は羽35-1 について紙背に捺されている印を「印面不読」とするものの, 写真を示していないため, あらためて実物の確認が必要となるが, 以下に示した先行研究に依拠して「歸義軍節度使之印」が捺されているものと推測した. 同印記について, 陳1982

は英仏蔵各1の計2点のみをあげるが,森安2000は本件を含め7点を示している.

羽 34 は、『西域出土文献写真』No.838~840 に羽田撮影の写真があるため、 敦煌秘笈公開前の池田 1999、森安 2000、栄 2007 に言及がある。乙未年十月 四日の紀年があり、先行研究において、乙未年は 995 年に、また内容は帰義 軍所有の家畜の頭数を検査した際の記録とされている。影片冊で羽 34 に「歸 義軍節/度使之印」3 顆を確認できる。李盛鐸関連の蔵印 3 顆(「笈/滂/鐸」、 後述)も確認できる。

羽 35 も、『西域出土文献写真』No. 841~847 (羽 35-1 が No.841, 845~847, 羽 35-2 が 842~844 に該当) に写真があるため、池田 1999、坂尻 2003、栄 2007 に言及がある。坂尻 2003 によれば、羽 35-1 が丙申年 (996) 4 月から 8 月の、羽 35-2 が乙未年 (995)、丙申年 (996) の文書であり、敦煌文書に 28 写本 (88 文書)を数える帰義軍政権期の財産管理に関する「判憑文書」の うちの 2 写本とする。また『西域出土文献写真』No.841, 845~847 (すなわち 羽 35-1) から池田、坂尻ともに「歸義軍節度使之印」が紙背に捺されているとする (池田 1999:53、坂尻 2003:164~165:表 2)

(5)「書詔新/鑄之印」(朱文方印、篆書、同印影-付図1)

文書番号	資料名	入手経路	印の寸法
羽 686	皇帝賜曹元忠, 玉製鞦轡,馬,	V類	5.7×5.7cm

敦煌秘笈には 1 点(羽 686 に計 3 顆)が確認できる. 森安 2000 は寸法を 5.8×5.6cm としており、羽 686 と同じ寸法とみなしてよいであろう.

同印記については、森安 2000 に示されているように、これまではコータン 語で書かれた敦煌文献 P.5538 にのみ確認されていた。栄 2008a によれば、P.5538 は、開宝 3 年 (970) 正月にコータン (于闐) 王の Visa'Śura (漢名: 尉遲輸羅, または從徳) が、叔父にあたる帰義軍節度使、敦煌大王の曹元忠 にあてた文書で、内容としては当時交戦中であったカラハン朝との戦況報告

および応援要請であり、書式には「勅」字を大書するなど漢文官文書を模倣したとみられる箇所があるほか、合計 9 顆の「書詔新鑄之印」が紙縫に捺されている。尉遲輸羅の母は曹議金の娘で、曹元忠とは姉弟(または兄妹)関係にあり、尉遲輸羅は父の死に伴い、967 年に即位し、978 年には亡くなっている。なおこの時期の国際婚姻関係はAKAGI 2012 に詳しい。

付図 1 「書詔新/鑄之印」



P.5538 および羽 686 を元に作成.

羽 686 は冒頭に「皇帝賜 男元忠」とあり、つづいて西域の玉の名と重量等が記されている。したがって、羽 686 はコータン「皇帝」から曹元忠への下賜品を目録としたもので、Viśa'Śura が同印を用いた例(P.5538)と曹元忠の没年(974)から推せば、967 年から 974 年の間の文書の一部と考えられよう。

また、栄 2008a が紹介するように、同種の文書に P.2826 があり、コータン 王が「白玉一団」を「沙州節度使男」に「賜」与するかわりに沙州の名工を コータンに来させるように求めた内容で、「大于闐漢天子勅印」と「通天萬壽 之印」が捺されている。森安 2000 は天寿元年が 963 年にあたるとする張廣達・ 栄新江の説に依拠して、天寿の元号や「通天萬壽之印」が、李聖天(尉遲輸 羅の父の漢名)即位五十周年を祝って作られた可能性を指摘している。

以上では断定的な論証にはならないが、父子それぞれで用いる印が異なっていたことが考えうる. 詳細な分析は専論を待ちたい. なお、羽 686 には「徳化李氏凡將閣珍藏」印が捺されている(後述).

※本稿末尾の付記を参照されたい

(6)「交河郡都/督府印」(朱文方印,篆書,印影-片山2012)

敦煌秘笈には1点が確認できる。片山2012は大谷3090に捺された同じとみられる印記の寸法を5.3×5.3cmと提示している。同印記について,陳1982があげる参照元7点は⁽⁷⁾,いずれも大谷文書のうちの一連の社会経済史料「市估案」文書の文面または紙縫印として複数捺されたものを指す。この「市估案」については大谷文書に橘蔵文書も加えた池田1979:447~462の復元(印の位置は示されていない)によって断片の排列がおよそわかるほか,龍谷大学1990の写真によって、印記を確認できる。

羽 561 については、『西域出土文献写真』No.828~831 に写真があるため、敦煌秘笈公開以前に池田 1998 等の関連研究がある。またその研究史は池田 1998 に簡略に説明されており、そのうちのひとつ池田 1968 によって、この資料は天宝元年(742)夏頃のものと特定された。『西域出土文献写真』の写真は、以上に説明した大谷文書の盛唐物価文書ときわめて近似した書式・書体であることから、大谷文書由来と推測されていた。

しかし、近年、清野謙次から羽田亨への西域出土文献の譲渡を論証した高田 2006 と敦煌秘笈の公開をふまえ、片山 2012 が、羽 561 (すなわち『西域出土文献写真』No.828~831)が大谷文書由来であることを否定すると同時に、羽 561 の一部が大谷文書中の盛唐物価文書「市估案」の一部と接合することをあきらかにした。なお、羽 561 は清野謙次旧蔵品で、以前に梁素文旧蔵であったことを示す題箋および近代人の跋文がついている。この点については梁素文の項で後述する。

⁽⁷⁾ 陳 1982 は日本所蔵文献に関する情報の多くを、東洋文庫 1967 に依拠しているため、情報や図版がより広く公開された今日では修正・増補するべき点が少なくない。 龍谷大学 1990 の図版によれば、大谷 3054/3437/3084/3069/3090/3447/3096/3088/3087/3092/3095/3098/3099 に印影または一部が確認できる。また「交河郡都督府印」は新中国になってから発掘された吐魯番文書にも複数みられるほか(荒川1993:89)、近年の「新獲吐魯番文献」にも確認されている(栄 2008b:下冊 349)。

(7)「右玉鈴/衛蒲昌/府之印」(朱文方印, 篆書, 印影-速水 2011)

文書番号 資料名 入手経路 印の寸法 羽 620-2 折衝府 牒状 IV 類-Y 未記載

敦煌秘笈には1点が確認できる。同印記について,陳1982は寧楽美術館所蔵吐魯番文書⁽⁸⁾の3点をあげている。それら文書はいずれも開元二年(714)に繋年される内容であり,日比野1963に解説がなされたものである。ただその後に日比野1973にこの寧楽蔵の吐魯番文書と一連の未発表の新資料として20点が紹介され,そのうちの第8,9文書にも同印記があることが確認されている。

速水 2011 は、第 54 回杏雨書屋特別展覧会(2010/4/19~4/24)において展示された羽 620-2 をとりあげ、前掲の開元二年(714)の文書と一連のものであり、印記については 1 行 1 字目に「右」、第 3 字が「鈐」、第 2 行の 3 字が「昌」、第 3 行第 2 字が「之」であることから「右玉鈐衛蒲昌府之印」が捺されているとする。ただ提示された印影はきわめて不鮮明で、今後、印影を復元する作業が必要である。

なお影片冊の注記によると、羽 620-1「統押所牒状」にも印らしき痕跡があることが指摘されており、写真でも痕跡は確認できるが、1 字さえ判読不能なかすかなものである。ただ、上記の一連の文書に捺されている印の種類が限られることをふまえれば、推測は不可能ではないと思われる。

2. 近代人の蔵印

中国や日本に所蔵される敦煌吐魯番文献には、一時的にでも個人の所蔵となったものがあって蔵印が捺されているものはかなりの数にのぼる。本稿で扱った敦煌秘笈の蒐集手段は、ほとんどの場合、旧所蔵者からの譲渡によったとみられ、その旧蔵者の多さが特徴といえる。なお藤枝 1985 が、敦煌文献

⁽⁸⁾ 陳・劉 1997 では四番 (p.32), 一三番 (p.46, 2 顆), 二五番 (p.68) がこれらに該当する.

の所蔵者として有名であった李盛鐸およびその親族に関わる印に疑義を示している点には留意しておく必要がある。

近年、中国の図書館に所蔵される敦煌文献についてはおおかたが図録本に公刊され、比較的丁寧な注記がなされている。それらをふまえてそれぞれの旧蔵者について整理したものに林・陳2007があり、印影は示さないものの、複数の所蔵先から印記を抽出して整理している。また李盛鐸関連の印記については、栄新江2010の口絵として北京大学図書館蔵木犀軒蔵書に捺された印記のカラー写真があり、照合には便利である。本稿では林・陳2007および栄2010などよく知られた論文があげている印記と同一と判断した場合、それを付記して印影はとりあげないこととした⁽⁹⁾。なお以下にとりあげるものはすべて篆字朱印である。また近代人の印については目録冊、影片冊ともに寸法が示されていない。

(8) 李盛鐸(生没年:1859~1935)

すでに敦煌文献の研究ではよく知られた人物であるが⁽¹⁰⁾,ここでは橋川 1940:166 に依拠してその人物について次の一段に抜粋して紹介しておく.

李盛鐸,字は椒微,号は木齋.江西徳化の人.清朝・民国期の官僚・蔵書家であり,駐日公使として滞日していた時期もある.民国大総統府政治顧問,参議院議長などを歴任した.「鳴沙の残巻,古書版本所蔵の冨をもって知ら」れた.晩年は天津に居住していた.その子の滂,字は少微も書籍を好んだことで知られる(11).

李家は道光年間の祖父(李恕)の代から「木犀軒」蔵書で知られていた。 李盛鐸が所蔵した敦煌文献は、清朝が敦煌を調査させた折に、本来、公で管

⁽⁹⁾ ただし、林・陳 2007 が扱う日本蔵の敦煌文献の印記については特に個々の調査者の記録に依存する度合いが強く、漏れや誤りもある。これについては別途報告を準備している

⁽¹⁰⁾ 余 2002 は, 既知の李盛鐸関連印のほか, 特によく知られていない李氏の数種の「木 斎」印にもふれている。

⁽¹¹⁾ 李滂については高田 2007/2008 に詳しい.

理するべきものを入手し、多数私蔵したともいわれる。それを李盛鐸が没した翌年の1936年に李滂がかねてから国外(交流のあった羽田亨)に最終的に売却したため、国内の一部からは批難の声があがった。これが拙稿で I 類とした一群にあたる。ただ、李氏の蔵印は I 類以外にも見いだせる。林・陳2007:286~287 にはこれまで李氏の蔵印が捺されているものとして知られていた資料を確認できる。

わかりにくいのは李氏の蔵印とされるものが一資料に何種も捺されているその意図である.「鳴沙の残巻,古書版本所蔵の冨をもって知ら」れただけに、李氏の蔵印には偽印や濫りに印が捺された例があるとの指摘もある。複数の印記の意味を考えて見る必要はあろう。

「敦煌秘笈」においては、李盛鐸が(その一族が使用したとみられるものを含む)使用した印のうち 12 種を計 171 点に見ることができる。

○李盛鐸旧蔵書および親族に関わる印記

笈…「敦煌/石室/秘笈」(朱文方印、同印記-林・陳 2007)

· · · 「 李 / 滂 」 (白文方印、同印影 - 栄 2010:8 図 20)

鐸…「李盛鐸印」(白文方印,回印,同印影-栄2010:8 図20)

審…「木齋/審定」(朱文方印, 同印影-栄 2010:7 図 18a)

眷…「李盛鐸/合家眷/屬供養」(朱文方印,印影-本稿付図 2a)

賞…「木齋/眞賞」(朱文方印,同印記-林・陳 2007)

軒…「兩晉六朝/三唐五代/妙墨之軒」(朱文方印, 印影-本稿付図 2b)

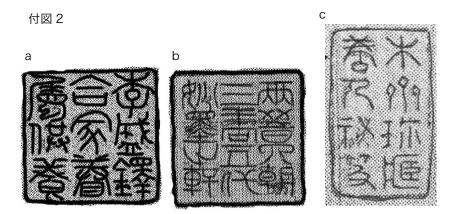
德…「德化李/氏凡將/閣珍藏」(朱文方印, 同印影-栄 2010:7 図 17)

館…「麐嘉/館印」(朱文方印, 同印影-栄 2010:8 図 19)

犀…「木犀/蔵書」(朱文方印,同印影-栄2010:8 図21)

供…「德化李氏木齋閣家供養經」(朱文方印,印影-無,改行箇所不明)

唐···「木齋珍藏/唐人秘笈」(朱文方印, 印影-本稿付図 2c)



「李盛鐸/合家眷/屬供養」「兩晉六朝/三唐五代/妙墨之軒」「木齋珍藏/唐人秘笈」

一資料 (R面, V面, 枝番を一番号に統合) に対して捺されている印 (上記略号) の組み合わせと文書番号を示せば次のとおりである。なお印が資料のどこに (巻頭, 巻末など) 捺されているかは問わないものとし, 同じ印が2度捺されている場合は1種と数えた。

◎ 5 種捺印 4点

滂/賞/審/館/鐸 (羽 13), 笈/滂/賞/鐸/審 (羽 31), 笈/滂/賞/審/眷 (羽 45), 笈/滂/賞/鐸/軒 (羽 431)

◎ 4 種捺印 23 点

笈/滂/鐸/軒 (羽 2), 笈/滂/審/眷 (羽 3, 4, 55), 笈/滂/賞/眷 (羽 6, 8, 9, 10, 46, 48), 笈/滂/鐸/賞 (羽 16, 40, 52, 57), 笈/滂/鐸/審 (羽 19, 20, 36), 笈/滂/鐸/審 (羽 53, 82), 笈/滂/鐸/審 (羽 94),

笈/滂/賞/軒(羽429), 笈/滂/眷/軒(羽430), 笈/滂/鐸/藏(羽432)

◎ 3 種捺印 75 点

笈/滂/鐸(羽 11, 12, 17, 18, 21, 22, 23, 24, 26, 27, 28, 30, 34, 37, 38, 39, 41, 42, 43, 44, 49, 50, 56, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 81, 83, 85),

笈/滂/眷(羽 1, 5, 7, 47, 60, 80, 84, 86, 87, 89, 90, 91, 92, 93, 95, 96, 97, 98R, 99, 54),

笈/賞/鐸(羽 14,1 5),笈/鐸/審(羽 25),賞/德/供(羽 638), 德/賞/審(羽 671),笈/館/審(羽 735),審/賞/德(羽 768)

◎ 2 種捺印 14 点

笈/鐸(羽 29, 33, 100),笈/滂(羽 51),笈/眷(羽 88),鐸/賞(羽 737),德/審(羽 738, 767),德/賞(羽 630, 739, 744, 755),德/唐(羽 674),供/審(羽 763)

◎ 1 種捺印 55 点

德 (羽 601, 618, 621, 623, 636, 639, 658, 660, 662, 668, 669, 680, 686, 690, 716, 727, 740, 741, 742, 743, 746, 748, 749, 750, 752, 756, 758, 759, 760, 764, 765, 775)。

審 (羽 594, 597, 622, 626, 627, 632, 637, 650, 653, 675, 679, 681, 694, 700, 706, 717, 719),

館(羽614,757), 鐸(羽32,774), 唐(羽672,678)

以上を見ていくと次のようなことがいえる。

まず、2種以上の李氏の印がみられる資料のほとんどは羽1~100番と 429~432番に含まれている。またこの範囲で2種もしくは1種しか李氏の印が確認できないものはきわめて少数(羽29,33,51,88,100の5点が2種,羽32が2顆1種)で、3種以上の蔵印が確認できるものが圧倒的に多い。つまり1936年頃に羽田亨に譲渡された432点の目録の冒頭から99番までの分と末尾4番分のほとんどに李氏の蔵印が3点以上捺されているのである。このこ

とは 1~432 番の冒頭 100 点ほどと最後の数点に蔵印を示すことによって、その間を含む全体の所蔵者が李氏であったことを顕示したと見ることができる。この見方をある程度支持するのが「滂」印と「笈」印である。「滂」印は 1~99 番、429~432 番に、「笈」印は 1~100 番、429~432 番のほぼすべてに捺されている。このことは、1935 年の李盛鐸の没後、李滂が李氏旧蔵の「敦煌石室秘笈」1~432 番までを他者に譲渡することを意識した際に捺印したと考えられる⁽¹²⁾。

ただ以上の解釈だと、冒頭は 100 番 (3 種以上は 99 番) まで、そして末尾は 432 番までの 4 番分にしか複数の捺印がないことの説明がつかない。

そこで 100 番までの内容に注目してみると、冒頭 1~73 番には必ずしも仏典では無く四部分類のカテゴリに含まれる典籍や社会経済文書類が圧倒的に多く、「滂」「笈」印以外の捺印を多数確認できる。また羽 13「志玄安樂經」、羽 431「大秦景教宣元本經」という早くから注目された稀少な景教文献 2 点には 5 種もの蔵印が捺されている一方で、李氏の印(他者の蔵印も)が全く捺されていない 101 番から 428 番はすべてが仏典である

以上の知見をあわせると、李盛鐸はペリオの北京での敦煌文献披露の後に注目を集めた四部の典籍や古文書、西方伝来の宗教に関連する所蔵品を他者に見せた際か、見せる準備をしてあったものについては、自らの所蔵であることを顕示するために印を捺したのであり、李盛鐸逝去後の譲渡前には李滂がそれらにあらためて捺印し、自らの旧蔵文献でもあったことを示したと思われる⁽¹³⁾。そもそも「鑑造印なるものの性質上、同じ印を幾つも作ることはありえない」(藤枝 1985:156)というほどの価値を見出し難いのである。また李氏所蔵だからといって所蔵資料すべてに蔵印が捺されていたわけでは無いことに注意

⁽¹²⁾ ただこう考えると、津芸 002 (天津芸術博物館) と大東急 107-8-1 (五島美術館) に「笈」印があることの説明が難しい。これについては、別考を準備している。 なお大東急 107-8-1 に「笈」印があることは施 1995 の記録から漏れている.

⁽¹³⁾ 岡野 2011 が、瀧川政次郎が李盛鐸の許諾をえて 1933 年に撮影した羽 20R に該当する「雑律疏」の写真に言及し、所蔵印が「審」印しかみあたらないことを示唆している。現在の羽 20R に「鐸・笈・滂・審」の印記がみえることは本稿の推論の裏付けとなろう。

せねばならない.

なお、2013年6月までにおいて管見の限り、1~432番までに関する個別の資料研究において偽典籍、偽文書とおぼしきものは見つかっていない。仮にあったとしても真品としかいいようのないものが多数含まれていることはもはやゆるぎないことで、一部の蔵印の分析をもって「古玩舗を通じて日本に齎された伝敦煌写本の九〇パーセント以上は真物ではない」(藤枝 1985:154)見解が論理の飛躍であったことは明瞭である。ただ上述のように蔵印が所蔵を顕示するために捺されたと見られる以上、印や蔵書を引き継いだ者によって、印が濫りに捺されることはおおいにありうることで、著名なコレクションほどその確率が高いことは疑いない。

なお、1~432番に「徳」「唐」「供」印が捺されている例を見ない。李盛鐸がこの蔵印を使用しなかったことを意味するとも見ることができよう。しかし、北京大学所蔵木犀軒蔵書などに「徳」印は散見されるほか、敦煌秘笈中に「徳」印が捺されていてもおよそ偽文書とは考えられないものが少なくない。例えば前掲のコータン国の「書詔新鑄之印」が捺された羽 686 はそのひとつである。コータン語文書にしか捺されていなかった故に数少ない研究者にしか注目されず、またその用途も不明で、ようやくその位置づけがわかりつつある官印を、今から 50 年もしくはそれ以上前に、辻褄が合う内容の文書に捺して偽造するのは不可能であろう。

なお「供」印は、敦煌秘笈中では2点とも巻頭の紙背に捺されているなど、 捺されている場所によって使い分けがみられる。 ただ影片冊にはこの印記部 分の写真を載せていないため印影が示せない。

今後は李氏の蔵印が捺された文献を個別に検討し、そこから帰納的にその 意味を考えていかねばならないといえる

最後に李盛鐸またはその一族が使用したとされる印が捺されており、かつ その他の所蔵者の印もあわせて捺されているものをあげておこう。

 文書番号
 資料名
 入手経路

 羽 617R+V
 孔子項託相問一卷
 IV 類-Y

 羽 722R
 太保宛 旌節官告使朝請大夫書信稿
 V 類

 羽 725-1R+V
 大般涅槃經疏
 V 類

羽 617 には李氏の印記 2 種 (徳/鐸) のほか, 1 顆が捺されているらしいことを確認できるが,影片冊では印文の一画さえも判読ができない。実物の調査をおこなう必要があるが,次項に紹介するように羽 617 は何彦昇旧蔵である可能性があるので,李氏または何氏,孔氏あたりの蔵印である可能性もある。

また羽722 には、李氏の「徳」印と何彦昇の蔵印「何彦昇家藏唐人秘笈」とが捺されている。同じような例は藤井有鄰館所蔵の敦煌文献にみられる。これについては次項で言及する。

また羽 725-1 には李盛鐸関連の「賞」「徳」印のほか、「咸康/室藏」(朱文方印)があるが、この印記については未詳である $^{(14)}$.

(9) 何彦昇(1860~1910)

 文書番号
 資料名
 入手経路

 羽 604
 大乘起信論廣釋卷第五
 IV 類-Y

 羽 722R
 太保宛 旌節官告使朝請大夫書信稿
 V 類

敦煌秘笈には 2 点が確認できる。羽 604、羽 722R ともに「何彦昇/家藏唐/人秘笈」(朱文長方印)が捺されている。羽 722R には「徳化李/氏凡將/閣珍藏」(前掲)も捺されている。

何彦昇は江蘇江陰の人で、清末に甘粛布政使となり、1909年の敦煌文献の調査に際して、敦煌文献を載せた車を自家に運び入れ、自身だけでなく子の何震彝や女婿の李盛鐸などに優品を選ばせて抜き取ったといわれる。林・陳2007:281~282 によれば、藤井有鄰館のほかに上海図書館の所蔵品にもその

^{(14)「}咸康/室藏」印は、羽 731 にも捺されている。林・陳 2007 では「咸蕭室藏」と して言及されているものが同印と思われる

蔵印が捺された資料が確認される。

以上のように蔵印だけをみると、敦煌秘笈で何彦昇が関わるものは 2 点のみである。しかし、黒田 2011 が、昭和 29 年(1954)に饒宗頤氏が藤井有鄰館を調査した際に見たとする「何彦昇秋輦中丞藏敦煌石室唐人秘笈六十六種」(現在所在不明)なる目録をとりあげ、敦煌秘笈との関連を示唆していることが注目される。すなわち有鄰館所蔵西域出土文書のほとんどを占める 58 点についてはこの目録に記載がある一方で、目録 66 点のうちの 8 点が所蔵されておらず、その内訳として「太公家教」「孔子項託問答文 ー <有天福年号>」「祭文 ー」があったとの言及に依拠して、それぞれが敦煌秘笈の羽 664「太公家教」、羽 617「孔子項託問答文」、羽 692「劉兵馬使祭文」にあたるのではないかと論じたのである。また敦煌秘笈に何彦昇、孔憲廷らの蔵印が散見されるのも敦煌秘笈に何氏旧蔵文献が含まれている可能性を示唆するとしている。実際、藤井有鄰館が所蔵する約 60 点の西域出土文献のうち、8 点に何彦昇の蔵印があり、「何彦昇家藏唐人秘笈」(何)、「合肥孔氏珍藏」(孔)、「徳化李

実際, 藤井有鄰館が所蔵する約60点の西域出土文献のうち,8点に何彦昇の蔵印があり,「何彦昇家藏唐人秘笈」(何),「合肥孔氏珍藏」(孔),「徳化李氏凡將閣珍藏」(徳) 印の組み合わせで蔵印が確認できるものが5点,「何・徳」の組み合わせが2点,「孔・何」が1点あるとされる(15)。また羽664,羽617,羽692には蔵印がないが,「何彦昇秋輦中丞藏敦煌石室唐人秘笈六十六種」中のほとんどが藤井有鄰館所蔵になっているものの,それらには蔵印がないものが少なくない。この藤井有鄰館所蔵の何彦昇,孔憲廷,李盛鐸印からみえる文書の継承関係については,余2005に言及があり,孔憲廷の蒐集品が何彦昇に譲られ,それが李盛鐸へと渡っていった可能性があることを述べている。また黒田2012も何彦昇に関わる史料を紹介している。

何氏の蔵印が捺された羽 604 と羽 617,羽 664,羽 692 はいずれも古書肆を経由した可能性があるから、おそらくは藤井有鄰館への西域出土文献の譲渡に関わったのも羽田に譲渡したのも同じ古書肆を仲介し、分売された可能性があるのではないだろうか。

⁽¹⁵⁾ 施 1994 による.

(10) 羅振玉 (1866~1940)

文書番号 資料名 入手経路

敦煌秘笈には1点が確認できる。羽 589 の印は「羅/振玉」(朱文円印,篆字,同印影-李 2012:111) である。羅振玉の印譜のひとつである李洪嘯 2012 によって照合していくと、羽 589 の印は、羅振玉が常用した印のひとつで張樾丞(1883~1961)刻印になるという。ちなみに羅振玉の印は一説に 140余、うち三分の一が自作とされる。林・陳 2007:288~289 によると、故宮博物院と国家図書館に羅氏旧蔵品の多くを見ることができる。

すでに広く知られているように羅振玉はペリオの敦煌文献披露の後,いち早く強い関心を示した一人であった。まもなく辛亥革命の混乱を避け,1911年から1919年まで京都に居住しており、その学識は日本の敦煌学のスタートや大谷探検隊の西域調査の整理などに大きな刺激を与えた(礪波2002,白須2002).

また、赤尾 2002 によれば、羅振玉は日本滞在中に所蔵品の一部を上野氏などの日本人に譲渡している。ただこの羽 589 およびそれと対を為す羽 590 について、羅氏がもう一人の旧蔵者である清野等に譲渡したことを証明する手がかりはみあたらない。ただ、二人が同時期に京都にいたことを考えると、なんらかの接触があった可能性は探る必要はあろう。

また羽 589 には「白莨館所藏唐人寫經」印が捺されている。このことは羅振 玉旧蔵品が「白莨館」氏に渡ったか、その逆の譲渡があったことを意味する。 「白莨館所藏唐人寫經」印については項目を立てて後述した。

(11) 王樹枏 (1851~1936)

文書番号	資料名	入手経路
羽 609-1	大般涅槃經卷第三十,第三十一	IV 類−Y
羽 609-2	大智度論初品中廻向釋論第四十五・卷二十九	同上
羽 609-3	大般涅槃經卷第二十五斷簡	同上
羽 609-4	增壹阿含經卷第三十三	同上

羽 609-1~4 は内容別に枝番が分かれるが、羽田亨が落手する前から、王樹 村が同一の巻子に貼り込んでいたもので、題箋に「六朝寫經殘卷 晉卿珍藏」、冒頭に王樹枏(陶廬老人)の題記と「王樹枏印」(回印、白文方印)1 顆が捺されている。林・陳 2007:296~297 によれば、国家図書館、上海図書館蔵品、日本の国会図書館に同印が捺されたものがあるとされる。

題記によれば、吐魯番の役所に勤めていた際に入手したものであること、 書体にみるべきものがあること、自身がかつて同種のものを入手した際には 新疆で容易に購入できたが、英仏日各国から人がやってきて購入していくよ うになると価格があがり、ついには巻物を切断して売る者がでてきたのは惜 しむべきで憎むべきことだ、という趣旨である⁽¹⁶⁾. 文末に「癸亥仲夏」とあ るので 1923 年に記したことになる.

王樹枏,字は晉卿,陶廬老人または陶廬主人などの号を持つ.河北新城の人で,自らが所蔵した文物に関する記述を含む西域出土資料各種を記録した『新疆訪古録』が著名である.林・陳2007から1923年までの履歴を示すと,光緒三十二年(1906)には新疆布政使となり,民国三年(1914)には清史館の総纂に任じられ,民国十年(1921)には羅振玉らとともに敦煌輯存会を主催したとされる.また,その伝記や著作については,橋川1940:54~55にも詳しく,「新疆布政使であつたころに携え来つた流沙の遺墨はいま四散してゐるが学人の注目をひいてゐた」と付記されている.

^{(16)「}此巻為児子禹敷在吐魯番税局時所得書法古樸」云々とあり、「余初至新疆土人持 大巻求/售無人過問余毎以賤價得之自英法日本游士出重價購/買價遂踊貴又多将 全巻割裂零星分售遂少全経/可惜亦可悪也癸亥仲夏陶盧老人識」とある。

また、王樹枏の旧蔵品は特に書道博物館所蔵品に相当数が確認され、その内訳や購入過程については鍋島 2005 およびその情報源のひとつで中村不折が『書苑』等に載せた文章をまとめ直した中村 1934 に詳しい。また書道博の所蔵品には上掲のものを含め多種の蔵印を確認できる。鍋島 2005:359~360 によれば、中村不折は大正十一年 (1922)、田中文求堂をとおして、王樹枏の旧蔵巻子 30巻、冊子本 8 帖を「(王樹枏が) 愛憎せるものを金の都合で売る」ということで購入したとされる。このことと羽 609 に上述の 1923 年の王樹枏の題記が記されたことをあわせて考えると、王氏は 1922 年にコレクションを不折に売却後も興味を捨て難く、西域出土文献を入手したものと思われる。そしてまたいつしか経緯は不明だが、日本へと売却されたことになったのであろう

(12) 梁素文(生没年未詳)

梁素文その人の蔵印は確認できていないが、羽 561 の題箋に「素文珍藏」 とあるので旧蔵者としてとりあげた。上掲資料には「交河郡都督府印」が 捺されている件については先述のとおりである。

梁素文,名は玉書,字は素文.奉天の人で,清末に新疆の財政監理の職にあった.梁素文その人となりと西域出土文献の蒐集については,静嘉堂文庫の吐魯番文献を紹介した栄1996:183~193が詳しく,書道博物館所蔵文献を解説する鍋島2005および中村1934の情報と東京大学所蔵文献に言及する余2012の情報がそれを補足する。ただしいずれによっても生没年は未詳である。

羽 561 の題箋には「唐時物價單殘紙」「吐魯番出土/素文珍藏」とあり、梁素文が旧蔵していたことが示されているが、一時、京都大学の病理学の教授で写経を趣味とした清野謙次(1885~1955)の所蔵となっており、清野はその後 1939 年にこの資料を含む 40 点の西域出土資料を羽田亨に売却したことが高田 2006 によってあきらかにされている。梁素文旧蔵の西域出土文献につ

いては、日本国内では書道博物館、静嘉堂文庫、東京大学附属図書館などに確認されており、書道博、静嘉堂ともに 1935 年前後に白堅(白許曾?)という人物が売買を仲介した可能性が指摘されている(栄 1996:174~191、鍋島 2005、高田 2007).

では清野は、どのようにして羽 561 を入手したのか。すでに片山 2012 が大谷文書の一部と綴合することをあきらかにし、そうした点から推論をこころみているが結論していない。そこで筆者も不十分ながら憶測を加えておきたい。

手がかりとなるのは、上述の題箋のほかに、本資料の巻首につけられた「呉越同舟龍蛇混淆」「昭和戊辰冬十二月斬水」と、巻末の「右唐人物價表有交河郡都督府印當時物直猶可考見殊而寶也 甲寅五月惇曧」⁽¹⁷⁾と記された揮毫である

まず巻首部分には「昭和戊辰」とあるから、それは日本人が落手した後の昭和三年(1928)につけられたと考えられる。では「斬水」とは誰か。清野謙次の遺稿集(天野 1956:224~255)によると、親友に長岡出身で京都帝国大学を卒業した川上漸という慶応医科大学の病理学者がおり、清野とは習字・写経仲間で頻繁に交遊していたことや、清野がしばしば友人や著名人に依頼して自作の写経や様々な典籍の題箋や賛文に揮毫を依頼していたことがわかる。このことから考えると「斬水」とは「漸」の字を分解したもので、親友の川上漸による揮毫ではないだろうか。なお筆者がたまたま手にした川上漸署名入りの資料によれば、羽 561 巻首と同一人物の豪放磊落な筆致と見た。ただ根拠としては弱いので、推論にとどめる。

また、栄 1996 や鍋島 2005 に示された、書道博物館や静嘉堂文庫に所蔵される多数の梁素文旧蔵文献に関する図録や情報を見ていくと梁素文はほとんどの場合、王樹枏・段永恩はじめとした知人に所蔵品をみせて、識語や賛文を揮毫させていることがわかる。そのなかの 1 点、書博 71 の巻末識語に「甲寅五月」(問題の羽 561 の巻末題記と同年同月)の紀年につづけて「伊通齊耀

⁽¹⁷⁾ 目録冊・影片冊はともに署名を「軟水」とするが、隣に捺された印面の篆書からみても「斬水」であろう。なお片山 2012 公刊時点では当該箇所の影片冊は刊行されていない。

珊 興城呉景濂 遼陽陳思 銭唐鍾廣生 新會唐恩溥 順徳羅惇曧」⁽¹⁸⁾の 6 人の名があり、「同集素文先生齋中」とつづき、「惇曧題記」でしめくくられている。これは羽 561 末尾の文に同筆で、「惇曧」が記したとある。したがって羽561 巻末の題記は梁素文の知人である羅惇曧が梁素文宅に集まった甲寅(1914)五月に記したのである。羅惇曧については、橋川 1940:789 に載る「羅復堪、名は惇曖、字復堪を以て行わる」「広東順徳の人」「現に北京芸術専家学校書法教員」が本人か係累と思われる。羅惇曖であれば、1880 年生まれとのことなので甲寅年には 34 歳であったことになる。

以上をまとめると、梁素文が集めた吐魯番物価文書断片は 1914 年 5 月かその少し前に巻子に貼り込まれ、友人たちに巻末に揮毫してもらったことがあったが、その後 1928 年には清野謙次のもとに売却された。そして、清野は友人川上漸の揮毫を巻首につけてしつらえ直して所蔵していたが、清野事件後の 1939 年には羽田亨に譲渡されたということになる。

(18) 本文の空格は筆者による. ここにあがっている人名は民国期の政府重鎮もしくは 学問教育分野のひとかたの人物が大半を占める. 齊耀珊 (1865~1954) は当時, 北京古学院経史研究会研究員で,橋川 1940:651 に情報がある. 呉景濂(1874~1944) は奉天教育会会長などを経て 1912 年に南京臨時参議院議員, 1914 年に袁世凱政権総統府顧問,1917 年には衆議院議長などを歴任した政治家である(徐 2007:632). 陳思 (1875~1932) は『白石道人年譜及歌曲疏證』等の著作で知られた学者で, 北京女子大学・東北大学の教授, 文淵閣四庫全書保管委員などを歴任した(橋川1940:451). また鍾廣生(生没年未詳)は一時,新疆に流謫されたことがあり,後 に南北で官に就くも50歳以後に杭州で新疆に関する著作を発表したとされる(橋川1940:765). また唐恩溥は江門文史2009によれば,梁啓超と同郷の1歳下の人物で,梁啓超と深い交流を結んでおり,学問に優れて広州におかれた両広高等工業学堂学校の校長等を歴任し,1914年当時には袁世凱政権の司法総長をしていた梁啓超のもとで働いており,清史稿の編纂にも関わったという.

なお、荒川正晴 1990 によれば、1990 年 11 月に東京で開催された「古典籍下見展観大入札会」において、「西域<西州>都督府北館厨牒」(< >は荒川の補訂)と題された出品(箱書きは長尾雨山)があり、段永恩と王樹枏の跋文がつけられているほか「甲寅五月の日付を有する順徳の羅惇曧の題辞が付されている」とあり、段永恩の跋文に「素文先生」云々とあると報告している。これにもとづき、栄1996:190 が、この出品物を梁素文旧蔵であったとしているのは炯眼で、実際、梁素文は自身で跋文を書かず、知人に揮毫してもらっている例がほとんどである。

以上のように見てくると、片山 2012 が述べているように、1914 年に中国で現状に近い巻子に貼り込まれていた羽 561 の一部が、1908~1912 年に入手された大谷文書の一部と綴合するのは、梁素文旧蔵品もしくは杏雨所蔵品が大谷探検隊の将来品に由来するからとは考えられず、梁素文と大谷探検隊それぞれの中国における資料の入手経路に何らかの接点か関係性があったものと推測される。

また、清野旧蔵であった 40 点 (羽 551~590) のうち、羽 553、羽 589 にも「昭和戊辰」「斬水」の巻首があるから、これらはいずれも 1928 年には同一の日本人 (おそらく清野) が落手していたとみてよいだろう。羽 589 (上下で対を為す羽 590 も) は清野以前の旧蔵者は先述の羅振玉であり、羽 553 の旧蔵者は清末の 1909 年に羽 553 を日本滞在時に得て、琉璃廠の怡墨堂で表装させた「潜山」 (19)なる人物である。梁素文旧蔵の羽 561 とあわせたこれら3 点は、仲介者がまとめて清野に譲渡した可能性が考えられそうである

ちょうど、この 1928 年には、白堅および田中三郎を経由して張広建旧蔵敦煌文献が三井家に売却されたことが指摘されており、それを遡る大正十三年(1924)には、やはり王樹枏から吐魯番写本を購入した白堅が武居氏への売却を仲介したことや、ほぼ同時期に中村不折が白許曾(白堅か)なる人物から梁素文旧蔵の中国西北出土古文献を購入していたらしいことが指摘されている(鍋島 2005:361).以上から推せば、1928 年頃にある中国古物を扱う仲介者が古写経に多大な関心を持っていた素封家の清野に接触し、敦煌吐魯番文献が譲渡された可能性を考えてよいのではないだろうか。

(13) 張廣建(1867~1938)

^{(19)「}宣統元季得之日本三季装于京師怡墨堂/端午日潛山記」とある。怡墨堂は孫殿起 1962:266-267 に載る書額を扱う書肆に該当すると思われる 潛山は待考

敦煌秘笈には1点が確認できる. 巻末に「合肥張/氏閣家/供養經」 (朱文方印)が捺される. 羽 657-1 は, 文明元年五月三日の紀年のある 写経断簡である.

林・陳 2007:306 によれば、「合肥 張氏閣家<u>収藏</u>經」は天津芸術博物館 所蔵品に 2点(津芸 021,津芸 283)、 国会図書館所蔵品に 1点(WB32-16 (604490))、あるという。しかし、 いずれも「合肥張氏閣家<u>供養</u>經」と 読むべき篆文であり、羽 651 と同文 付図3「合肥張/氏閣家/供養經」



国会 WB32-16 を元に 複数印によって加工補正.

なので、印影を別掲しておく. また、守屋 198 (京都国立博物館 1964:図版 82)「大集経巻第十」にも「合肥張氏閣家供養經」が捺されている.

張廣建,字は勛伯,安徽合肥の人.軍人となって功を積み,山東で袁世凱と知り合いとなり,辛亥革命後の1912年,山東都督,1914年西北籌辺使,同年中に甘粛省民政長兼甘粛省都督を経て,同年中に甘粛省將軍となる.1920年安徽直隷戦争で敗れ,失脚.天津に隠遁後故郷の安徽に移り住んだ⁽²⁰⁾.

またその履歴については富田 2003 にも, 所蔵の敦煌文献については余 2005 に詳しい.

国内では、三井文庫の所蔵品の多くが田中三郎(および白堅)を経由した 張廣建旧蔵品であり、清水・樋口 2003 および施 1993 にその所蔵品に「助/ 伯」(朱文方印) もしくは「張廣建印」(白文方印、回印)「張勛錫藏」(朱文 小判型印)などの蔵印が見られる。清水・樋口 2003 にはそれら印影写真が付 録されているほか、「昭和三年六/十一月兩度田中三郎北京ヨリ持参/今井町 三井家御買上」「支那甘粛督軍/張廣建所藏 燉煌古写經目録」なる表紙が付 された目録の存在もあきらかにされている。

⁽²⁰⁾ 徐 2007, 林・陳 2007 などを参照した。没年は徐 2007 によった。

(14) 許承堯(1874~1964)

 文書番号
 資料名
 入手経路

 羽 628
 佛説延壽命經
 IV 類-Y

 羽 771
 瑜伽師地論分門記卷
 IV 類-竹苞楼

 第四十二、第四十三、合卷本

敦煌秘笈には 2 点が確認される。羽 628、羽 771 ともに「歙許竜父/游隴所得」(朱文長方印)が捺される⁽²¹⁾。羽 628 には,顕徳二年四月十五日・太平興国五年八月三十日の紀年がある。

許承堯については、許氏が集めた西域出土文献から先行研究に至るまで網羅した余 2005 があり、林・陳 2007:301~302 の内容もこの論文によるところが大きい。次の段に余 2005 に依拠してその人物について紹介しておこう。

許承堯,字は際唐,号は疑盦,悔盦,侯盦,そして晩年には芚父などとも号した.安徽歙県の人で明代中期頃から成功した商家の出身で,光緒年間に進士となり,複数の学校の創立に関わるなど安徽の教育事業に貢献した.1907年,安徽に呼び寄せた黄賓虹らと「黄社」を結成して革命活動に身を投じ,革命後に安徽省の重職を歴任した.1913年に二次革命が失敗した後に下野し,北京に行き,陝甘籌辺使に任じられた。そこで前掲の張廣建から請われて甘粛省の重職を歴任した。その8年後には離任して帰郷し,著述生活をしていた.

また余2005によれば、許承堯の敦煌文献蒐集の第一の経路は甘粛在職時の購入であり、第二の経路は孔憲廷ら友人からの贈与・譲渡によるもので、第三の経路は王圓籙がたびたび敦煌文献を献上することで200点近くになっていたとされる延棟旧蔵の文献群であるという。延棟が非業の死を遂げると、延棟旧蔵文献の過半は張廣建が引き継いだ。その後、それらが三井文庫に売却されたことは先述のとおりである。ただこの際、張廣建の部下の許家栻が延棟の遺産の整理に立ち会い、その一部の経巻は許家に入り、大半が許家栻の父、許承堯の所蔵となったという。その後、許承堯は蒐集品の一部を友人に譲っている事例が散見されるほか、没後に売却されたものもあって、その

⁽²¹⁾ なお、羽 628 には巻頭に「卿日鑑藏」(?) と読める朱文方印があるが未詳である.

一部が書道博物館に収蔵されたということになる。

許承堯旧蔵書道博物館所蔵品について言及した鍋島 2005:360~361 には,「不折の記述によれば、許際唐が甘粛在職中得たものを勝山岳陽や江藤濤雄等が交渉して手に入れた」としており、またあきらかに許氏に由来するものとして6点をあげている。

なお、羽 628、羽 771 は、『敦煌秘笈目録』に関する公開された情報によれば、いずれも古書肆の仲介で敦煌秘笈に入ったものであり、後者は京都の佐々木竹苞楼であることがあきらかとなっている。

(15) 孔憲廷 (?~1928)

 文書番号
 資料名
 入手経路

 羽 691R
 患文
 V類

敦煌秘笈には1点確認できる。羽 691R 巻末に「合肥/孔氏/珍藏」(朱文方印)が捺されている。林・陳 2007:284 に他館の収藏が示されている。 孔憲廷は張廣建の部下であり、許承堯とも交流があった人物である。この人物についても、余 2005 に詳しいので、抜粋して紹介にかえる。

孔憲廷,字は少軒,張廣建のもとで働き,1914~1919年には蘭山道尹に任じられた. 古物金石拓本の蒐集を好み,敦煌文献の蒐集もしていた. 甘粛で出会った許承堯とは15年の交流があったとされ、お互いに所蔵品をみせあう仲であったという.

張廣建, 孔憲廷, 許承堯の間には交流があったため, 孔憲廷旧蔵文献の一部は張廣建, 許承堯のもとに渡ったが, それ以外は中村不折はじめとした中国内外の所蔵者のもとに売却され, 現在, 甘粛省博物館, 上海図書館, 天津芸術博物館, 書道博物館, 藤井有鄰館, 大谷大学図書館などにも所蔵される. 林・陳 2007 にも整理が示されている.

(16) 廉泉(1868~1932) / 呉芝瑛(1868~1933)

文書番号	資料名	入手経路
羽 474	大般若波羅蜜多經卷第二百八十七	III 類-D
羽 475	金光明最勝王經卷第十 殘卷	同上
羽 476	金光明最勝王經卷第十 殘卷	同上
羽 477	大般若波羅蜜多經卷第四百六	同上
羽 480	佛頂尊勝陀羅尼經	同上

敦煌秘笈では以上の5点に廉泉および呉芝瑛に関する印記がみられる. 林・陳 2007:287~288,299 によれば,故宮博物院に同印を捺した資料を確認できる. いずれにも多数の印記が確認できる. 整理すると以下のとおりである.

- 羽 474:題:王延禎揮毫・落款,巻頭:遊印1顆,「南湖/鑑藏」,「唐經/閣」(いずれも朱文方印),巻末:「呉芝瑛印」(白文方印・回印)「寫經/室」(白文方印),「唐經/閣」(朱文方印)
- 羽 475:題:朱藐揮毫・落款,巻頭:「南湖/鑑藏」「唐經/閣」,巻末:「呉芝瑛印」「寫經/室」
- 羽 476:題:侯毅揮毫·落款,巻頭:「小萬/柳堂」(白文方印),「南湖/ 鑑藏」「唐經/閣」,巻末:「呉芝瑛印」「寫經室」遊印1顆,(いずれも朱文方印)
- 羽 477:題:寒厓(孫揆均?)揮毫·落款,卷頭:「小萬/柳堂」「南湖/鑑藏」「唐經/閣」,卷末:「南湖/鑑藏」「唐經/閣」「呉芝瑛印」「寫經/室」
- 羽 480:題:董玉書揮毫·落款,巻頭:「小萬/柳堂」,遊印1顆,「唐經/閣」,巻末:「呉芝瑛印」「寫經/室」

要するに、廉泉と呉芝瑛の夫婦が入手した敦煌文献を表装し、用意した題と文章を知人らに揮毫してもらい、二人の蔵印を巻頭末に3~7顆程度捺したのが以上の5点である。いずれの巻頭にもそれぞれ異筆で「歳在癸亥臘八日

/廉泉仝妻呉芝/瑛爲/先考妣奉呈/潭柘山岫雲寺唐經閣珍藏/以此功徳伏願/永依/佛光超生浄土」という文章が揮毫されている。また揮毫者の落款も添えられている。この「癸亥」とは1923年になるが、その頃二人はどのような立場にあったのだろうか。二人の生涯について整理しておこう。

廉泉,字は南湖,号は恵卿,また南湖居士とも号す。室名として帆影楼, 小萬柳堂がある。江蘇無錫の人で1894年に挙人となり、19歳の時に呉芝瑛 と結婚した。戸部郎中等を歴任した。また上海でいち早く出版印刷業にたず さわった。辛亥革命期には孫文と交流があり、自宅は革命関係者の住居とし ても利用された。民国成立後は特に仕えることなく、北平潭拓寺に隠居し、 詩文や書画真跡、扇面蒐集に没頭した。1914年に神戸、東京に居を改め中国 扇や書画金石を広く紹介し、日本の文化人と交流を持った。1917年に帰国し、 故宮保管委員などの職を歴任し、1931年に北平潭柘寺で仏門に入り、同年中 に同寺で没した(22)。

呉芝瑛,字は紫瑛,萬柳夫人.安徽桐城の人.著名な学者である呉汝綸の姪であり,廉泉の妻.秋瑾と同じく日本に留学し,その後も秋瑾の活動を助け,秋瑾が処刑されるとその伝や墓表を作るのにたずさわった⁽²³⁾.

以上の略歴をみればわかるように廉泉は書画骨董の世界に通暁した人物で、日本での東遊を経て 1923 年には北京郊外の潭柘寺に住み込んでいたとみられ、知人らに揮毫してもらった文章に「奉呈潭柘山岫雲寺」とあることからすれば、これら資料は一時潭拓寺におさめたものであったようである。公開されている情報によれば、羽 474~480 は 1938 年 12 月 19 日に「D」氏から羽田に譲渡されている。

(17) 向簗 (1864~1928)

⁽²²⁾ 主に徐 2007:2208~2209 に依拠した.

⁽²³⁾ 呉芝瑛については橋川 1940:129 に肖像写真および情報が載る.

羽 470 大智度論卷第九十二,第九十三 III 類(西脇) 羽 471 大智度論卷第九十五 平等品第八十六 III 類(西脇)

敦煌秘笈には向桑の蔵印が3点に確認される「衡山向氏/抱蜀廬/珍藏印」「向桑所藏金/石書畫圖籍」(朱文長方印)「抱蜀/廬」(朱文方印)「抱蜀/廬藏」(白文方印)の4種である。

向桑,字は楽穀,号は抱蜀子,抱蜀山人.湖南衡山の人.山水画,書に優れた. 兪 1981 に簡単な伝記が載るほか,林・陳 2007:299~300 には故宮博物院,中国国家図書館蔵敦煌遺書および台北歴史博物館所蔵にみられる向桑の各種蔵印が整理されている.

羽 468 は第 12 紙と 13 紙の紙縫に「衡山向氏抱蜀廬珍藏印」がある. ただ,「衡」字は紙縫部分にかかってかすれ, やや確信は持てない. また本資料は貞観廿三年八月十五日の紀年がある.

羽 470 には、巻末に向桑の蔵印である「向桑所蔵金石書畫圖籍」「抱蜀廬」「抱蜀廬蔵」の三顆のほか、巻頭に、「端方」(朱文方印)とも読めそうな印記があり⁽²⁴⁾、紙縫にはそれぞれ「正大/光明」(白文小長方印、写真が小さく推定)が捺されている。また別添された紙に向桑の識語があって落款が4顆捺され、ひとつが「抱蜀/廬」である以外は影片冊の写真では判読不能である。遊印のようにもみえる。ただ、これらは向桑の落款とみてよかろう。 識語は本資料が東魏石刻の字体に近いことから東魏写経であろうとする内容で、「庚申仲冬避兵申江為之攷定故記之」としめくくり、つづいて署名をしているから 1920 年(庚申)の安徽直隷戦争を避け、北京から転出した際に記したものとみられる。また署名の横に小さな文字で「此巻余於乙卯得之京師有端字印或云陶齋故物也」と記されており、向桑は 1915 年(乙卯)にこれを北京で入手し、旧蔵者を端方(1861~1911、字は匋齋、または陶齋、清朝の官僚)と推測していたことがうかがえる。端方は清朝の学問教育活動にも力を入れた人物で、ペリオが蔵経洞で入手した敦煌文献の意義を早くに察

⁽²⁴⁾ ただしこの印記は既知の端方の印にはみられないもので (上海博物館 1987:1378), 2字目を「方」と読むのも無理があるように思われる.

知し、ペリオや在北京の学者らと情報交換をしていたことでも知られているが (栄 2005)、四川省の保路運動の際、難に遭い落命した。

羽 471 には、紙背首部下に「抱蜀/廬藏」印があり、巻末に「向桑所藏金/石書畫圖籍」「抱蜀/廬」印がある。また影片冊の注記によれば紙背の紙縫各所に「抱蜀□」の丸印があるとするが、この箇所の写真が影片冊にない。□はおそらくは廬であろう。また羽 470 と同様、別添された紙に向桑の識語があって落款が 4 顆捺され、「抱蜀/廬」で以外は影片冊の写真では判読不能である。これもまた本資料が東魏写経だとする内容で、同じく「庚申仲冬」の兵乱に際して記したことが書かれている。

落合 2004 は『敦煌秘笈目録』と池田 1990 に依拠して、羽 468~473 は 1938 年 1 月に西脇濟三郎から譲渡されたと推定している. 西脇濟三郎(1880~1962) は新潟県小千谷市出身の銀行家で太陽生命保険株式会社の社長などを歴任、古美術品の蒐集家としても知られていた. 西脇家は江戸期には縮緬問屋であったが、明治大正期に銀行家・実業家を多数輩出し、新潟県内に隠然たる力を持っていた. 英文学者の西脇順三郎 (1894~1982) は直接の親子の関係にはないが一族である

なお、筆者は前稿で「抱蜀廬」印を別人のものと勘違いしていた。本項を もって訂正としたい。

以下は印記と印の持ち主の関係が未確定か、不明なもので見出しには印記をあげた。

(18)「羽溪/藏書」(朱文方印)

文書番号	資料名	入手経路
羽 453	大般涅槃經卷第三十八	III 類−B
羽 455	佛説灌頂七萬二千神王護比丘咒經卷第一	III 類-B

敦煌秘笈では 2 点に確認できる. この蔵印の持ち主は羽溪了諦(1883~1974) と推測される. 入手経路の III 類-B 氏は羽 451~455 を 1937 年 7 月 15 日に 羽田に譲渡している. B氏は羽溪氏である可能性がある.

羽溪了諦は福井県出身で 1909 年に京都帝大文科大学印度哲学科を卒業, 1914 年に『西域の仏教』を出版し, 1923 年から 1943 年まで京都帝大の講師・助教授・教授として任官した⁽²⁵⁾. この間の 1934 年には学位論文「西域仏教の特徴」を京都大学に提出して文学博士の学位を得ているほか帝大退官後の1944 年には龍谷大学学長に就任している. 譲渡があった可能性のある 1937年7月15日には羽渓は帝大教授の職にあって正五位に叙せられており(羽渓1971), 羽田亨は京都帝大の附属図書館長であった. また, 没後にはゆかりのあった京都女子大学に蔵書の一部が寄贈され「羽溪文庫」となっている.

もうひとつ注目すべきことは羽 453 には「白莨館所藏唐人寫經」印が捺されていることである。ここからどのような所蔵者の変遷をえがくことができるか、次項に論じることにしたい。

(19)「白莨館/所藏唐/人寫經」(朱文方印)

文書番号	資料名	入手経路
羽 453	大般涅槃經卷第三十八	III 類−B
羽 552	妙法蓮華經卷第五	II 類(清野)
羽 555	抄出寫本 大般涅槃經要卷第二	II 類(清野)
羽 556	摩訶般若波羅蜜經卷第七	Ⅱ類(清野)
羽 589	芳草落花 上	Ⅱ類(清野)

敦煌秘笈では以上の5点に「白莨館所藏唐人寫經」の印記が確認できる. このうち羽453は前掲の羽溪了諦旧蔵と思われるもので,残り4点は清野謙次(1885~1955)の旧蔵品である.うち1点は前述の羅振玉の蔵印が捺された羽589である.なお,この印記は管見の限り研究の俎上に載せられたことがない.林・陳2007にもみあたらないだけでなく影片冊の読み方とかなり異

⁽²⁵⁾ 羽溪と敦煌研究の関わりについては、梶浦 2002 が詳しい。また、その生平と著作 については羽渓 1971 に詳しい

なるので印影を別掲した.

では「白莨館所藏唐人寫經」印の持ち主は誰であろうか. 仮に「白莨館氏」としておこう. 国内の中国西域出土文献の所蔵機関に関する目録や図録でこの蔵印が捺されているものをさがすと, 少なくとも書道博物館(12点, 書博49,50,51,56,58,77,78,80,81,82,83,144)と京都国立博物館(1点,守

付図4「白莨館/所藏唐/人寫經」



書博78を元に複数印によって加工補正.

屋 248) $^{(26)}$ にその所蔵を確認できる. つまり羽溪了諦, 中村不折 $(1866\sim1943)$, 守屋孝蔵 $(1876\sim1953)$, そして清野謙次が白莨館氏の印が捺されたものを手にしていたことになる

また書道博物館でこの印が捺されている文献は 1927 年に刊行された『禹域 出土墨宝書法源流考』にいずれも言及がないので、中村不折は 1927 年以降に 入手したものと考えることができる

また羽 589 についていえば、先に梁素文の項で論じたように「昭和戊辰」 (1928年) に「斬水」なる日本人らしき人物が巻頭に揮毫している.

以上によれば、白莨館氏は羅振玉旧蔵の敦煌文献はじめ多数の西域出土文献を 1928 年頃かそれ以前に入手できるだけの財力とその方面への興味をもっていた者であったが、その所蔵品がある時、もっぱら日本国内向けに譲渡されたと考えられる.

現時点では確定的証拠を得ていないものの、「白莨館氏」は中国西域出土文献を広く集めえた日本人に思われる。それは、特に同程度の西域出土文献を集めていたが 1939 年には写経の所蔵自体が社会的に許されなくなった清野謙次その人ではなかったかと考える。

「白莨」とは白い煙草の意味である。火のつく字は書籍には禁忌であるから

⁽²⁶⁾ 京都国立博物館 1964:図版 101·第 246 番「普賢菩薩説證明経」の巻頭下部に印がある。

「莨」としたのかもしれない。ちなみに清野だとすれば、たしかに愛煙家であった⁽²⁷⁾。そして清野事件後に、所蔵したすべてを羽田亨に譲渡したわけではなく(もしくはその時点で所蔵するすべてを譲渡したとしても)別途、その他の人にも所蔵品を譲渡したことがあったことになる。上掲の例からすれば、同時代の古写経蒐集家もしくは西域文化の研究者として優れた人物を選んで譲渡したことになろう。他氏への譲渡時期の下限は、清野が「事件」後、羽田亨に中国西域出土文献を譲り、京都の豪邸を引き払い東京に移転し新しい職務を得た1939年となろう。

ちなみに前項にあげた羽 453 が 1937 年 7 月 15 日に羽渓から羽田に譲渡されたとすれば、羽渓は 1937 年 7 月以前に白莨館氏から羽 453 の譲渡を受けたことになる。これは所謂「清野事件」(1938 年発覚)の前であるから、清野が自分の蒐集品の一部をなにかの機に他者に進呈するということがあったかもしれないことになる

以上,想像を膨らませたが,現段階では確定的な証拠はなく,白莨館氏として別人物が浮上する可能性も捨てきれない.特に海外所蔵品にこの印が確認されれば、この推測は大きくはずれていることになろう

おわりに

本稿でとりあげた敦煌秘笈の印記からわかる寺印・官印の使用年代および 旧蔵者は以下のとおりである。影片冊などを用いて検証いただければ幸いで ある。使用年代は印が捺された資料のおよその年代である。

寺印・官印

- (1)「浄土寺藏經」… 840 年前後より後に使用された. ただしこの印が 捺された羽 2 は甘露二年 (360) 正月廿七日の紀 年を持つ
- (2)「三界寺藏經」… 904年前後より後に使用された」

⁽²⁷⁾ 天野 1956:339~340.

- (3)「燉煌縣之印」… 786年頃(以前)に使用.
- (4)「歸義軍節度使之印」… 995年, 996年に使用.
- (5)「書詔新鑄之印」… 967年から974年に使用.
- (6)「交河郡都督府印」… 742年に使用.
- (7)「右玉鈐衛蒲昌府之印」… 714年に使用.

蔵印

- (8) 李盛鐸(1859~1935, 親族使用の印を含む)
 - …「敦煌石室秘笈」「李滂」「李盛鐸印」「木齋審定」「李盛 鐸合家眷屬供養」「木齋眞賞」「兩晉六朝三唐五代妙墨 之軒」「德化李氏凡將閣珍藏」「麐嘉館印」「木犀蔵書」 「徳化李氏木齋閣家供養經」「木齋珍藏唐人秘笈」
- (9) 何彦昇(1860~1910) …「何彦昇家藏唐人秘笈」
- (10) 羅振玉 (1866~1940) …「羅振玉」
- (11) 王樹枏(1851~1936) …「王樹枏印」
- (12) 梁素文(生没年未詳) … 印記なし、題箋「素文珍藏」
- (13) 張廣建 (1867~1938) …「合肥張氏閣家供養經」
- (14) 許承堯 (1874~1964) …「歙許芚父游隴所得」
- (15) 孔憲廷(?~1928) …「合肥孔氏珍藏」
- (16) 廉泉 (1868~1932) / 呉芝瑛 (1868~1933)
 - …「南湖鑑藏」,「唐經閣」「呉芝瑛印」「寫 經室」「唐經閣」「小萬柳堂」
- (17) 向桑(1864~1928) ····「衡山向氏抱蜀廬珍藏印」「向桑所藏金石書畫圖籍」「抱蜀廬」「抱蜀廬藏」
- (18)「羽溪藏書」… 羽溪了諦 (1883~1974) か.
- (19)「白莨館所藏唐人寫經」… 清野謙次(1885~1955)か。

敦煌秘笈にみられるおおかたの印記をとりあげたが、まだ若干、判読できないものがのこされている。また本稿では個々の資料をつぶさに考察したわけでもない。今後、できるだけ、実資料を確認していくこととしたい。

参考文献(略号)一覧

赤尾栄慶 AKAO, E.

2002「上野コレクションと羅振玉」(高田時雄編『草創期の敦煌学』東京,知泉書館,pp. 71~78).

赤木崇敏 AKAGI, T.

2011「唐代敦煌縣勘印簿羽 061, BD11177, BD11178, BD11180 小考」(『敦煌寫本研究年報』第 5 号, pp. 95~108).

2012 The Genealogy of the Military Commanders of Guiyijun from Cao Family ,Irina
Popova and Liu Yi (ed.), *Dunhuang Studies: Prospects and Problems*For The Coming Second Century of Research, St.Petersburg Russian
Academy of Sciences, Institute of Oriental Manuscripts, pp. 8~13.

天野重安編 AMANO, S.

1956『故清野謙次先生記念論文集 第3輯 随筆・遺稿』(京都,同刊行会). 荒川正晴 ARAKAWA, M.

1993「トゥルファン漢文文書閲覧雑記」(『内陸アジア史研究』第9号, pp. 79~93).

1990「古書展に出品された北館文書について」(『吐魯番出土文物研究会会報』第50号, pp. 4~6).

陳国燦・劉永増 CHEN, G., LIU, Y.

1997『日本寧楽美術館蔵吐魯番文書』(陳国燦・劉永増編,北京,文物出版社). 陳祚龍 Chen, Z.

1982「古代敦煌及其他地区流行之公私印章図記文字録」(同『敦煌学要籥』台北, 新文豊出版公司, pp. 319~347).

土肥義和 DOHI, Y.

1980「莫高窟千仏洞と大寺と蘭若と」(池田温編『敦煌の社会』東京,大東出版社, pp. 347~369).

大辞典 Dacidian

1998『敦煌学大辞典』(季羨林主編,上海,上海辞書出版社,pp. 289~294).

藤枝晃 FUJIEDA, A.

1985「「徳化李氏凡将閣珍蔵」印について」(京都国立博物館『学叢』第7号, pp. 153 ~173). 羽渓了諦 HATANI, R.

1971『羽渓了諦博士米寿祝賀記念仏教論説論集』(東京,大東出版社).

橋川時雄 HASHIKAWA, T.

1940『中国文化界人物総鑑』(北京,中華法令編印館).

速水大 HAYAMI D.

2011「杏雨書屋所蔵「敦煌秘笈」中の羽 620-2 文書について」, (土肥義和(代表) 『内陸アジア出土 4~12 世紀の漢語・胡語文献の整理と研究』科 研・基盤 (C) 研究成果報告書, 平成 22 年度分冊, pp. 32~35).

日比野丈夫 HIBINO, T.

1963「唐代蒲昌府文書の研究」(『東方学報』京都・第 33 号, pp. 267~314).

1973「新穫の唐代蒲昌府文書について」(『東方学報』京都・第 45 号, pp. 363~376). 池田温 IKEDA, O.

1968「中国古代物価の一考察 (一)」(『史学雑誌』第 77 巻 1 号, pp. 1~45).

1979『中国古代籍帳研究』(東京,東京大学東洋文化研究所).

1990『中国古代写本識語集録』(東京,大蔵出版).

1998「盛唐物価資料をめぐって 天宝二年交河郡市估案の断簡追加を中心に」(『シルクロード研究 (創価大)』創刊号, pp. 69~89).

1999,「李盛鐸旧蔵敦煌帰義軍後期社会経済文書簡介」(『呉其昱先生八秩華誕敦煌 学特刊』台北,文津出版社,pp. 29~55)。

岩本篤志 IWAMOTO, A.

2010「杏雨書屋蔵「敦煌秘笈」概観 ——その構成と研究史——」(『西北出土文献研究』第8号, pp. 55~81).

江門文史委員会 Jiangmen wenshi comittee

2009「唐恩溥和他的「文章学」(『江門文史』第33号, Web 閲覧のためページ不明)

(URL= http://wylib.jiangmen.gd.cn/jmhq/list.asp?id=268538, 2013.5.30 accessed) 姜亮夫 JIANG L.

1985『莫高窟年表』(上海,上海古籍出版社)。

姜伯勤 JIANG, B.

1992『敦煌社会文書導論』(台北,新文豊出版)。

梶浦晉 KAJIURA, S.

2002「大正・昭和前期の京都における敦煌学」(前掲『草創期の敦煌学』, pp. 109 ~126). 片山章雄 KATAYAMA, A.

2012「「敦煌秘笈」中の物価文書と龍谷大学図書館大谷文書中の物価文書」(『内陸 アジア史研究』(第 27 号), pp. 77~84).

黒田彰 KURODA, A.

2011「杏雨書屋本太公家教について ——太公家教・補(2) ——」(『杏雨』第 14 号, pp. 234~291).

2012「抜き取られた敦煌文書:何彦昇, 鬯威のことなど・太公家教攷・補(3)」 (『京都語文』第19号, pp. 180~202).

京都国立博物館編 Kyoto National Museum

1964『守屋孝蔵氏蒐集古経図録』(京都,京都国立博物館).

李洪嘯 Li. H.

2012『羅振玉印譜』(長春, 吉林文史出版社).

林世田・陳紅彦共著 LIN. S., CHEN. H.

2007「敦煌遺書近現代鑑藏印章輯述」,(『文献』2007 年第 2 期,(上) pp. 33~52, 同第 3 期(下) pp. 129~142. 再録: 林著『敦煌遺書研究論集』北京,中国蔵学出版社,2010 年,pp. 272~319). 本稿では林著の頁数を用いた

森安孝夫 MORIYASU. T.

2000 「河西帰義軍節度使の朱印と編年」(『内陸アジア言語の研究』第 15 号, pp. 1 ~121)

鍋島稲子 NABESHIMA, T.

2005「不折旧蔵写経類コレクションについて」(『台東区立書道博物館所蔵 中村 不折旧蔵禹域墨書集成』下巻、東京、二玄社、 pp. 357~367).

中村不折 NAKAMURA. F

1927『禹域出土墨宝書法源流考』(東京,西東書房)

1934『新疆と甘粛の探検・附印度』(東京, 雄山閣).

落合俊典 OCHIAI. S

2004「敦煌秘笈目録(第四四三号至第六七○号)略考」(『敦煌吐魯番研究』第 7 巻, pp. 174~178).

岡部和雄 OKABE. K

1984「敦煌蔵経目録」(牧田諦亮・福井文雅編『敦煌と中国仏教』東京, 大東出版 社, pp. 297~317). 岡野誠 OKANO, M.

2011「唐宋史料に見る『法』と『医』の接点」(『杏雨』第 14 号, pp. 148-149). 栄新江 RONG. X.

1996『海外敦煌吐魯番文献知見録』(南昌, 江西人民出版社)。

1997「李盛鐸蔵敦煌写巻的真与偽」(『敦煌学輯刊』1997 年第 2 期. 再録:同著『鳴沙集』台北,新文豊出版,1999 年,pp.103~146,同著『弁偽与存真 ——敦煌学論集』上海、上海古籍出版社,2010 年,pp.47~73).

2005「中国敦煌学研究与国際視野」(同『中国中古史研究十論』(上海,復旦大学 出版社,pp. 227~253, 広中智之訳「中国敦煌学研究と国際的視野」 (『シルクロード研究』第5号) 2008年、pp. 114~129).

2007「追尋最後的宝蔵」(劉進宝·高田時雄主編『転型期的敦煌学』上海,上海古籍出版社,pp. 15~32. 再録:同著前掲『弁偽与存真 ——敦煌学論集』上海古籍出版社,2010年,pp. 74~90).

2008a 『華戎交会 ——敦煌民族与中西交通』(蘭州,甘粛教育出版社,pp. 151~153). 2008b 『新獲吐魯番出土文献』下冊(北京,中華書局).

2010『弁偽与存真 ——敦煌学論集』(前掲)

龍谷大学 RYUKOKU University

1990『大谷文書集成』第2巻(小田義久責任編集,京都,法蔵館)

坂尻彰宏 SAKAJIRI. A.

2003「敦煌判憑文書考序論」(森安孝夫(編)『シルクロードと世界史』京都,朋友書店,pp. 159~195)。

施萍婷 SHI. P.

1993「日本公私収蔵敦煌遺書叙録 (一)」(『敦煌研究』1993 年第 2 期, pp. 74 ~91).

1994「日本公私収蔵敦煌遺書叙録 (二)」(『敦煌研究』1994 年第 3 期, pp. 90 ~107).

1995「日本公私収蔵敦煌遺書叙録 (三)」(『敦煌研究』1995 年第 4 期, pp. 51 ~70).

上海博物館 Shanghai Museum

1987『中国書画家印鑑款識』(北京,文物出版社)

白須浄眞 SHIRASU, J.

2002「大谷光瑞と羅振玉 ——京都における敦煌学の興隆と第3次探検隊——」(前 掲『草創期の敦煌学』、pp. 13~45)。

孫殿起 SUN. D.

1962 『琉璃廠小志』(北京, 北京出版社, 北京古籍出版社重印本 (1982) を用いた)。 清水実・樋口一貴 Shimizu, M., Higuchi, K.

2003「三井文庫所蔵敦煌写経の伝来と調査の経緯」(赤尾栄慶代表『敦煌写本の書誌に関する調査研究 ——三井文庫所蔵本を中心として』(科研・基盤(C)研究成果報告書,pp.17~21).

高田時雄 TAKATA、T.

2004「明治四十三年京都文科大学清国派遣員北京訪書始末」(『敦煌吐魯番研究』 第7巻,pp.13~27)。

2006「清野謙次蒐集敦煌写経の行方」(『漢字と文化』第9號, pp. 9~12).

2007「李滂と白堅 ——李盛鐸旧蔵敦煌写本日本流入の背景」(『敦煌寫本研究年報』 創刊号, pp. 1~26)。

2008「李滂と白堅・補遺」(『敦煌寫本研究年報』第2号, pp. 185~190). 富田淳 TOMITA, J.

2003「張広建について」(前掲,『敦煌写本の書誌に関する調査研究』, pp. 32~33). 礪波護 TONAMI. M.

2002「羅・王の東渡と敦煌学の創始」(前掲『草創期の敦煌学』, pp. 1~12). 東洋文庫敦煌文献研究委員会 The Toyo Bunko.

1967『スタイン敦煌文献及び研究文献に引用紹介せられたる西域出土漢文文献分 類目録初稿』(東京,東洋文庫).

徐友春 Xu, Y.

2007『民国人物大辞典 増訂版』(石家荘,河北人民出版社).

兪剣華 Yu, J.

1981『中国美術家人名辞典』(上海,上海人民美術出版社).

余欣 Yu, X.

2002「淅敦 065 文書偽巻考 — 兼論敦煌文献的弁偽問題」(『敦煌研究』2002 年第 3 期, pp. 41~47. 加筆再録:「弁偽与存真 — 浙敦 065 文書偽巻 考」余欣著『博望鳴沙 — 中古写本研究与現代中国学術史之会通』, 第 10 章, 上海, 上海古籍出版社, pp. 246~259).

- 2005「許承堯旧蔵敦煌文献的調查与研究」(『敦煌学・日本学 ——石塚晴通教授退職紀念論文集』上海辞書出版社, pp. 150~192. 加筆再録:「搜奇癖古入肝膈"——許承堯旧蔵敦煌文献的調查与研究」(上掲『博望鳴沙』,第2章, pp. 81~123).
- 2012「又見"素文珍藏"——東京大学附属図書館蔵吐魯番文書研読叢札」(上掲『博望鳴沙』,第5章,pp.161~184).

張娜麗 ZHANG, N.

2006「羽田亨博士収集「西域出土文献写真」について」(『お茶の水史学』第 50 号, pp. 1~64).

- 1983a Китайские документы из Дуньхуана: факсимиле (Памятники письменности Востока, 57), Москва. (王克孝訳「俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所敦煌蔵巻上的官方和寺院印章」(『敦煌漢文文書』上海,上海古籍出版社, 2000 年, pp. 248~258).
- 1983b Официальные и Монастырские Печати на Фрагментах Дуньхуанского Фонда по ИВАН СССР, 荒川正晴訳注,「ソ連邦科学アカデミー東洋学研究所所蔵敦煌写本における官印と寺印」(『吐魯番出土文物研究会会報』第 98・99 号, 1994 年, pp. 1~14).

【付記】本稿校正中に本誌『内陸アジアの言語の研究』の同号に赤木崇敏氏の論考「10世紀コータンの王統・年号問題の新史料 ――敦煌秘笈 羽 686 文書――」が掲載されることを本誌編集部から教えていただいた。まもなく拙稿原稿を確認された赤木氏から、羽 686 が天寿年間 (963~965 年) の文書で、「書詔新鑄之印」は天寿王から Viśa'Śura に至る複数のコータン王が所持していたとする結論とそれに至るまでの行論を教示いただいた。この「書詔新鑄之印」に関する赤木氏の論考は先行研究を綿密にふまえたうえで関連文書を精査し検討を加えて結論した内容であり、拙稿は先行する概説書の記述をふまえただけの推測であるから、結論の精度の差はあきらかであろう。ただ本稿は敦煌秘笈の印記を網羅的にあきらかにすることを意図したものであるので、以上のプロセスも含めてここに記しておくこととした。

Summary

Studies of the Seals of Temples, Offices, and Private Owners
Impressed on Documents in *Dunhuang Miji* 敦煌秘笈 Collection
Belonging to the Kyo-U Library

Atsushi IWAMOTO

This study researches the seals of temples and offices and owners impressed on documents in *Dunhuang Miji* (*Tonkō Hikyū*, 敦煌秘笈) Collection belonging to the Kyo-U Library and specifies their provenance. There are some mistakes in the index and photocatalogue volumes of *Dunhuang Miji* Collection, but this study is based on previous studies that made it possible to consider the relationship between the transcribers or the previous owners and each inscription of seals.

And several important insights are aquired to know the relation to the other Dunhuang and Turfan collections in Japan.